

総社市告示第95号

総社市防災士育成事業補助金交付要綱（平成25年総社市告示第14号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月7日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(補助対象経費及び補助金の額) 第4条 略 2 補助金の額は、1人当たり<u>62,000円</u>を限度とし、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>(補助対象経費及び補助金の額) 第4条 略 2 補助金の額は、1人当たり<u>61,000円</u>を限度とし、予算の範囲内で交付する。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。